

香川県健康生きがい中核施設規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年3月25日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第12号

香川県健康生きがい中核施設規則の一部を改正する規則
香川県健康生きがい中核施設規則（平成10年香川県規則第53号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
<p>(中核施設を利用することができない日)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 香川県立大川圏域健康生きがい中核施設 <u>9月1日から翌年の7月19日までの期間中の水曜日</u>（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）並びに1月1日及び12月31日</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>(利用の許可を要する施設)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 香川県立大川圏域健康生きがい中核施設 <u>多目的アリーナ、大会議室、小会議室、和室、展示・情報室、研修室及びエントランスホール</u></p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>別表（第7条関係）</p> <p>1 香川県立大川圏域健康生きがい中核施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>冷暖房</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>多目的アリーナ</td> <td>1時間当たり</td> <td style="text-align: right;"><u>1万円</u></td> </tr> <tr> <td>大会議室</td> <td>1時間当たり</td> <td style="text-align: right;"><u>2,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	冷暖房			多目的アリーナ	1時間当たり	<u>1万円</u>	大会議室	1時間当たり	<u>2,000円</u>	<p>(中核施設を利用することができない日)</p> <p>第3条 中核施設を利用することができない日は、次の各号に掲げる中核施設の区分に応じ当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) 香川県立大川圏域健康生きがい中核施設 水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）並びに1月1日及び12月31日</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>(利用の許可を要する施設)</p> <p>第4条 中核施設のうち中核施設条例第2条（中核施設条例第3条第7項後段において読み替えて適用する場合を含む。）の許可を受けなければならない施設は、次の各号に掲げる中核施設の区分に応じ当該各号に定める施設とする。</p> <p>(1) 香川県立大川圏域健康生きがい中核施設 <u>多目的アリーナ、大会議室、小会議室及び和室</u></p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>別表（第7条関係）</p> <p>1 香川県立大川圏域健康生きがい中核施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>冷暖房</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>多目的アリーナ</td> <td>1時間当たり</td> <td style="text-align: right;"><u>6,000円</u></td> </tr> <tr> <td>大会議室</td> <td>1時間当たり</td> <td style="text-align: right;"><u>1,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	冷暖房			多目的アリーナ	1時間当たり	<u>6,000円</u>	大会議室	1時間当たり	<u>1,000円</u>
区分	単位	金額																							
冷暖房																									
多目的アリーナ	1時間当たり	<u>1万円</u>																							
大会議室	1時間当たり	<u>2,000円</u>																							
区分	単位	金額																							
冷暖房																									
多目的アリーナ	1時間当たり	<u>6,000円</u>																							
大会議室	1時間当たり	<u>1,000円</u>																							

小会議室	1時間当たり	500円	
和室	1時間当たり	1,000円	
展示・情報室	1時間当たり	1,000円	
研修室	1時間当たり	500円	
サウナバス	1台につき1回	1,000円	
略	略		略
ビデオビューアー	1式につき1時間当たり	320円	
映写スクリーン	1式につき1時間当たり	250円	
フットライト	1列につき1時間当たり	170円	
ローアホリゾン トライト	1列につき1時間当たり	250円	
アッパーホリゾン トライト	1列につき1時間当たり	450円	
ボーダーライト	1列につき1時間当たり	220円	
サスペンション ポットライト	1列につき1時間当たり	110円	
シーリングスポッ トライト	1列につき1時間当たり	250円	
調光装置	1式につき1時間当たり	480円	
拡声装置	1式につき1時間当たり	640円	
コンパクトディス クプレーヤー	1台につき1時間当たり	310円	
テープレコーダー	1台につき1時間当たり	530円	
ステージスピーカ ー	1台につき1時間当たり	280円	
フロアモニター スピーカー	1台につき1時間当たり	220円	
マイクロホン	1本につき1時間当たり	50円	
演台	1式につき1時間当たり	110円	
司会者台	1台につき1時間当たり	60円	
ホワイトボード	1台につき1時間当たり	250円	
略	略		略

備考 略

小会議室	1時間当たり	500円	
和室	1時間当たり	1,000円	
サウナバス	1台につき1回	1,000円	
略	略		略
ビデオビューアー	1式につき1時間当たり	320円	
拡声装置	1式につき1時間当たり	440円	
マイクロホン	1本につき1時間当たり	50円	
ホワイトボード	1台につき1時間当たり	250円	
略	略		略

備考 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。